

説 明 資 料

（相続税・贈与税関係）

目

次

・ 相続税の基本的仕組み	1
・ 贈与税の仕組み	2
・ 相続税の課税状況の推移	3
・ 相続税の課税価格階級別課税状況等（平成12年分）	4
・ 贈与税の課税状況の推移	5
・ 贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等（平成13年分）	6
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	7
・ 地価公示価格指数（58年＝100）と相続税の主な改正	9
・ 相続財産種類別内訳（平成12年分）	10
・ わが国税制の現状と課題 ― 21世紀に向けた国民の参加と選択 ―（抄）	11
・ 死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要	13
・ 死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要	14
・ 死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移	15
・ 事業承継に関連する相続税の課税価格の計算の特例	16
・ 小規模宅地等の課税の特例の改正の推移	17
・ わが国税制の現状と課題 ― 21世紀に向けた国民の参加と選択 ―（抄）	18
・ 我が国の相続税と贈与税の税率表	19
・ 最近における相続税・贈与税の税率構造の推移	20
・ 主要諸外国の相続税の負担率	21
・ 主要諸外国における相続税の概要	22
・ 贈与財産種類別内訳（平成12年分）	23
・ 諸外国の相続税算出時における贈与財産の再評価（未定稿）	24

◎ 相続税の基本的仕組み

課税される遺産額の計算

- 小規模宅地については、課税価格の減額特例がある。
- 死亡保険金、死亡退職金等については一定額が非課税とされる。

遺産総額	
正味課税遺産額	非課税財産等

正味課税遺産額

[A] 合計課税価格

合信課税価格には、相続開始前3年以内の贈与財産が加算される。

課税最低限

$$(5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数})$$

↑

定額控除

↑

法定相続人比例控除

基礎控除	課税遺産総額
------	--------

相続税額の計算

[B] 課税遺産総額

超過累進税率

10%	800万円以下
15	800万円～1,600万円
20	1,600万円～3,000万円
25	3,000万円～5,000万円
30	5,000万円～1億円
40	1億円～2億円
50	2億円～4億円
60	4億円～20億円
70	20億円超

- 課税遺産総額 [B] を法定相続分で相続したと仮定し按分する。

$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
[C] 妻	[D] 嗣男	[E] 数人

(税率) (税率) (税率)

(c)	(d)	(e)
-----	-----	-----

税額の算出

相続税の総額は、遺産の分割などのように行われるかにかかわらず課税遺産総額や法定相続人の構成によって一律に算出される。

[F] 総額

- 相続税の総額 [F] を [A] に占める各人の実際の相続割合によって按分し、各人の税額 (g)・(h)・(i) を算出する。

(g)	(h)	(i)
-----	-----	-----

各人の算出税額

- (g)・(h)・(i) から税額控除する。
例えば、配偶者については、法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までは青天井で税額控除される。

--	--	--

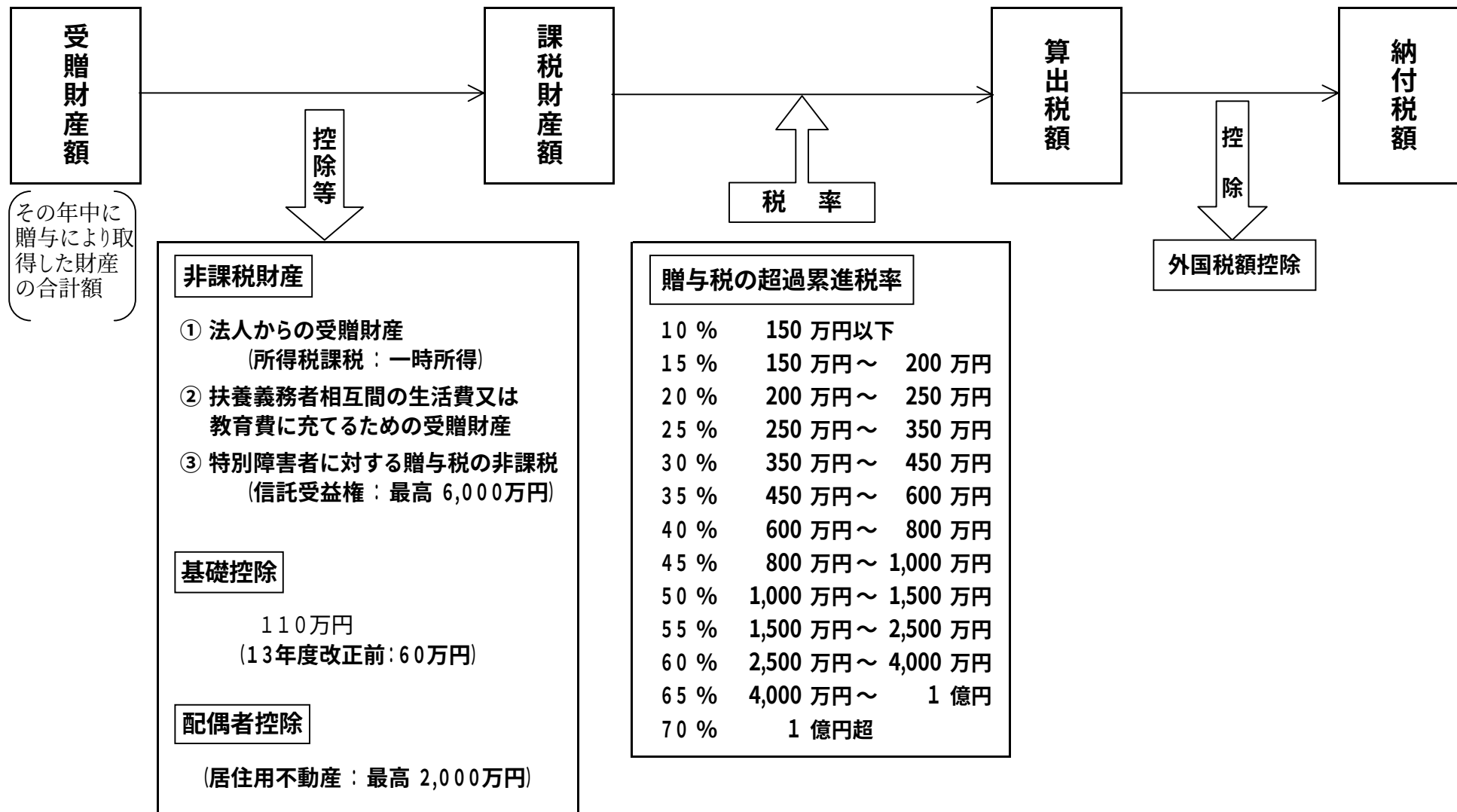
贈与税額の控除や配偶者、未成年者等の税額控除等

- 各人が実際に納付する相続税額

0円 妻 長男 数人

納付税額

贈与税の仕組み



相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)／(a)	被 相 続 人 1 人 当 たり 法定相続人数	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	納付税額 (d)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	(d)／(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和30	693,523	30,859	4.4	—	375	121.5	34	11.0	9.1
33	684,189	5,284	0.8	—	367	695.4	47	88.4	12.7
40	700,438	13,407	1.9	4.24	2,091	1,559.7	410	305.8	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.28	7,011	2,866.9	1,342	548.7	19.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	11,275.5	4,399	1,641.7	14.6
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別課税状況等 (平成12年分)

課税価格 階級区分	件 数		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,239	17.0	102	0.7	8,465	124	1.5
～ 2億円	22,047	62.5	1,199	8.6	14,054	544	3.9
～ 3億円	7,986	79.0	1,525	18.6	24,139	1,910	7.9
～ 5億円	5,711	90.8	2,647	36.0	37,917	4,635	12.2
～ 7億円	1,988	94.9	1,844	48.2	58,137	9,274	16.0
～ 10億円	1,191	97.3	1,857	60.4	82,103	15,594	19.0
～ 20億円	992	99.4	3,025	80.3	132,659	30,494	23.0
20億円超	309	100.0	2,988	100.0	318,648	96,689	30.3
合 計	48,463		15,187		25,429	3,134	12.3

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与税の課税状況の推移

区 分 年 分	件 数 (A)	合 計 課 税 価 格		贈 与 税 額			課税最低限	
		合 計 額 (B)	1 件 当 たり 金 額	納付税額 (C)	1 件 当 たり 金 額	(C)／(B)	基礎控除	配偶者控除
	件	億円	万円	億円	万円	%	万円	万円
昭和63	459,789	11,098	241.4	1,285	28.0	11.6	60	2,000
平成元	527,756	21,421	405.9	2,926	55.4	13.7	〃	〃
2	583,693	25,684	440.0	3,430	58.8	13.4	〃	〃
3	573,155	20,593	359.3	2,392	41.7	11.6	〃	〃
4	541,503	16,471	304.2	1,619	29.9	9.8	〃	〃
5	554,696	17,484	315.2	1,598	28.8	9.1	〃	〃
6	529,657	15,266	288.2	1,312	24.8	8.6	〃	〃
7	520,701	14,570	279.8	1,241	23.8	8.5	〃	〃
8	512,070	14,586	284.9	1,335	26.1	9.1	〃	〃
9	486,958	14,129	290.2	1,299	26.7	9.2	〃	〃
10	455,118	13,010	285.9	1,166	25.6	9.0	〃	〃
11	445,132	12,942	290.8	1,143	25.7	8.8	〃	〃
12	414,828	11,974	288.6	955	23.0	8.0	〃	〃
13	376,256	13,465	357.9	812	21.6	6.0	110	〃

(備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。ただし、平成13年分については国税庁調べ(暫定値)による。
2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等 (平成13年分)

取得財産価額 階 級 区 分	人 員		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 150万円	137,686	36.6	17.2	2.1	87.2	1.2	1.4
～ 200万円	48,063	49.4	32.0	6.1	298.3	6.6	2.2
～ 400万円	99,299	75.8	152.0	24.9	290.8	15.3	5.3
～ 700万円	56,090	90.7	159.1	44.6	229.7	28.4	12.4
～ 1,000万円	11,967	93.9	118.3	59.2	897.6	98.8	11.0
～ 2,000万円	16,085	98.2	146.8	77.4	1,544.3	91.2	5.9
～ 3,000万円	6,429	99.9	57.5	84.5	1,832.0	89.4	4.9
～ 5,000万円	333	100.0	41.5	89.6	4,233.2	1,245.9	29.4
5,000万円超	145	100.0	83.6	100.0	19,369.6	5,766.9	29.8
合 計	376,097		807.8		318.2	21.5	6.7

(備考) 1. 国税庁調べ(暫定値)による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年 6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきている。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

事業承継関連の特例措置については、中小企業の事業の円滑な承継に貢献している点は認められるが、相続後の事業継続に対する過大なインセンティブは、新規の創業や新たな事業展開とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。

その際、高齢化の進展に伴い、相続人が被相続人と共に事業を行っていた場合の共に働いた期間も長期化していることから、生前における円滑な事業の移転を図ることや、相続までの財産形成への貢献に着目することが重要である。

(2) 相続税の改革の方向性

① 課税ベース

基礎控除については、「基本的考え方」及び地価の下落等を踏まえ、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。なお贈与税の基礎控除については、相続税と贈与税の調整の検討において、相続税の基礎控除との関係を考慮し見直す必要がある。

死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

小規模宅地等の課税の特例をはじめとした事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要がある。

② 税率構造

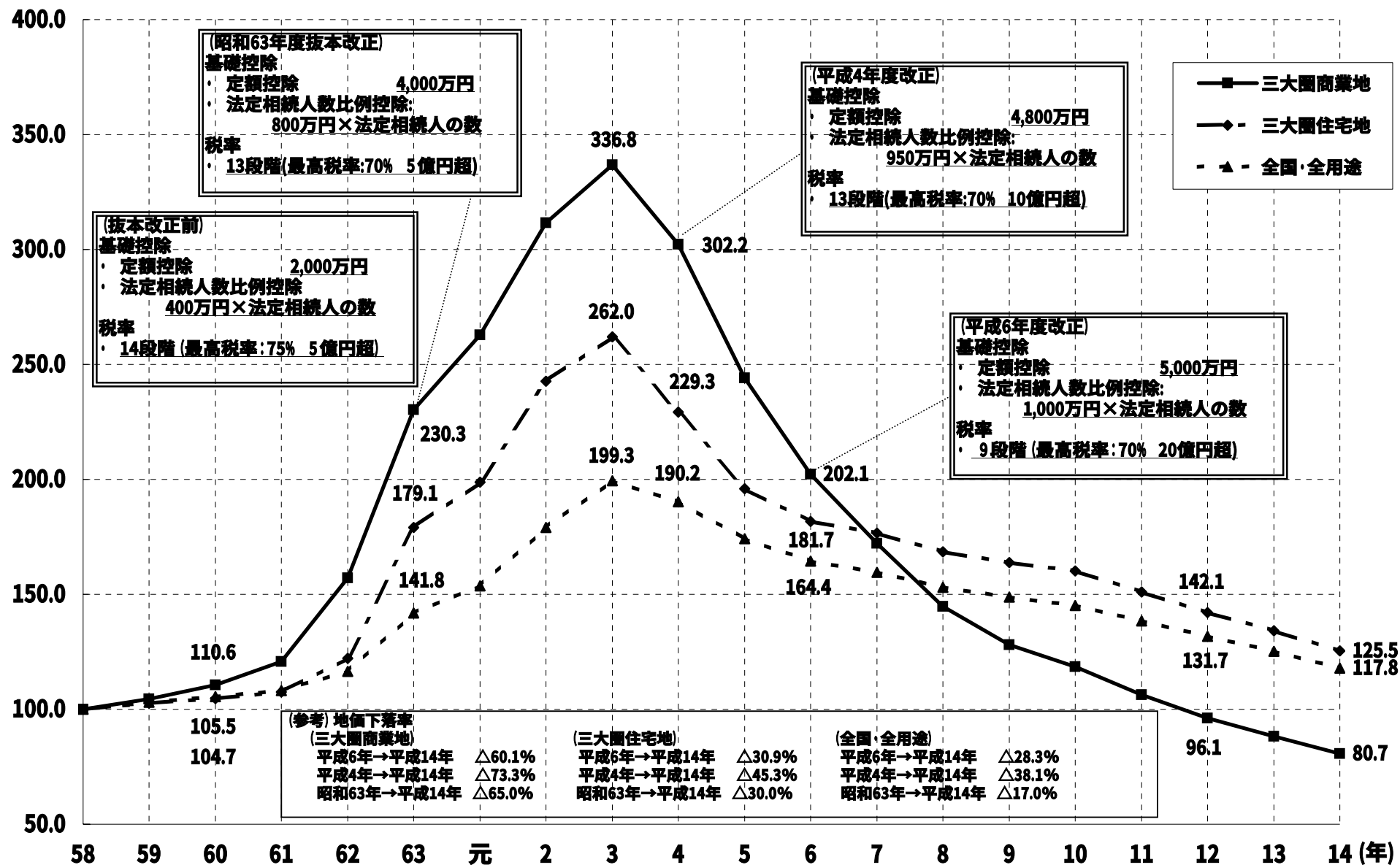
最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、引き下げることが適当である。

累進構造については、「基本的考え方」や、最高税率の引下げで高資産家の税負担は相当程度軽減され得ること等を勘案し、現行程度の累進を維持すべきである。

税率の刻み数に関しては、相続税は臨時・偶発的に発生するものであるため、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でなく、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましい。

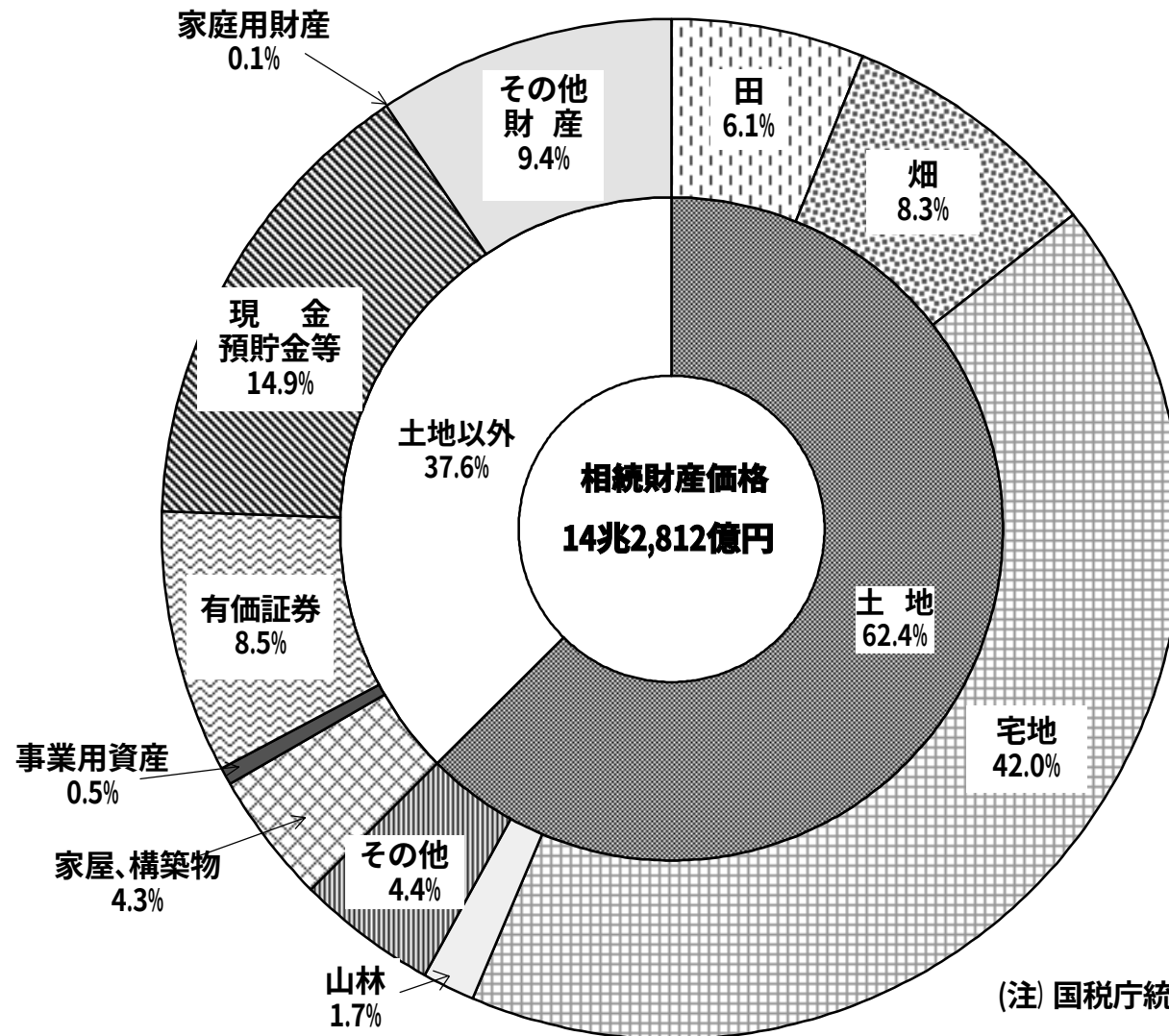
(指数)

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正



(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

相続財産種類別内訳（平成12年分）



(注) 国税庁統計年報書による。

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

平成12年7月14日
税制調査会

四 資産課税等

2. 相続税

(4) 課税ベース

②課税対象財産

相続税は、相続により取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税するものですから、すべての財産を平等に取り扱うことが課税の公平上求められます。仮に、特定の財産について、その全部又は一部を課税ベースから除外すれば、相続税が国民の資産選択の中立性を歪めることとなりかねず、租税の基本原則である「中立」の原則にも反することとなります。しかし、相続税においては、財産の性格や用途により、社会的、公共的見地から課税を適当としない財産について、例外的に非課税財産を設けたり、特例措置の対象としているものもあります。

イ. 非課税財産

非課税財産のうち、例えば、死亡保険金・死亡退職金は、働き手を失った遺族らの生活保障としての性格からそれぞれ一定額が非課税とされています。この非課税とされる額は、累次にわたって引き上げられてきた結果、現行では、各々500万円に法定相続人数を乗じた額となっています。これら死亡保険金・死亡退職金については、公的な社会保障制度が充実してきていることなどを踏まえ、資産選択への中立などの課税の中立性、税制の簡素化などの観点に留意しつつ、そのあり方を見直していくべきとの意見があります。

ロ. 小規模宅地等

被相続人の事業や居住（以下「事業等」と言います。）のために用いられていた宅地を相続人が事業等を継続していくために用いる場合には、一定の規模までの宅地については事業や生活の基盤そのものであって、他の資産とは異なった取扱いをしてもよいのではないかとの観点から、現行制度では、小規模な事業用・居住用の宅地につき課税価格の特例が設けられています。

このような特例を設けることについては、特に事業承継に関して、一方で、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるとの意見があります。反面、事業承継に配慮することは、親の財産などに依存せずに自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、ひいては、次世代の経営能力のいかに問わず事業資産の移転を促進することで資源配分の効率性を損なうことになるとの意見もあります。このように、事業承継への配慮の必要性について両論があり得ることに留意して、そのあり方を検討していかなければなりません。

ただ、いずれにしても、小規模であっても宅地を過度に優遇すれば、相続税の有する富の再分配機能を大きく損なうこととなりかねません。また、例えば、地価の高い地域に宅地を有する者が有利となっている実態がないか、事業等の継続のいかに問わず宅地価格（路線価など）の5割は課税価格に算入しないこととしている点に問題はないか、事業等の継続に配慮するという趣旨に適った制度の利用が担保される仕組みとなっているか、といった観点から仕組みを見直していかなければならないとの意見や長期にわたる地価の低下を踏まえて、その縮減を図るべきではないかとの意見もあります。この特例のあり方については、相続税の基本にも関わりかねない問題の一つとして、その趣旨、地価の動向、資産選択の中立性に与えている影響を踏まえた不断の見直しが必要です。

死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、相続人が受け取った生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する金額については、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

死亡保険金の
非課税限度額

= 500万円 ×

法定相続人の数

(参考) 死亡保険金に係る相続税の課税状況

年次	課税件数 (A)	課税額 (B)	1件当たり (B)／(A)
平成 年	件	百万円	千円
7	9,372	360,594	38,476
8	9,362	356,858	38,118
9	9,546	369,158	38,671
10	9,733	366,653	37,671
11	9,736	374,620	38,478
12	9,580	378,050	39,462

(注) この表の計数は、「国税庁統計年報書」(申告書(修正申告書を除く。))に基づき作成された相続財産種類別表)による。

死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等を相続人が受け取った場合には、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

退職手当金の
非課税限度額

= 500万円 ×

法定相続人の数

(参考) 死亡退職金に係る相続税の課税状況

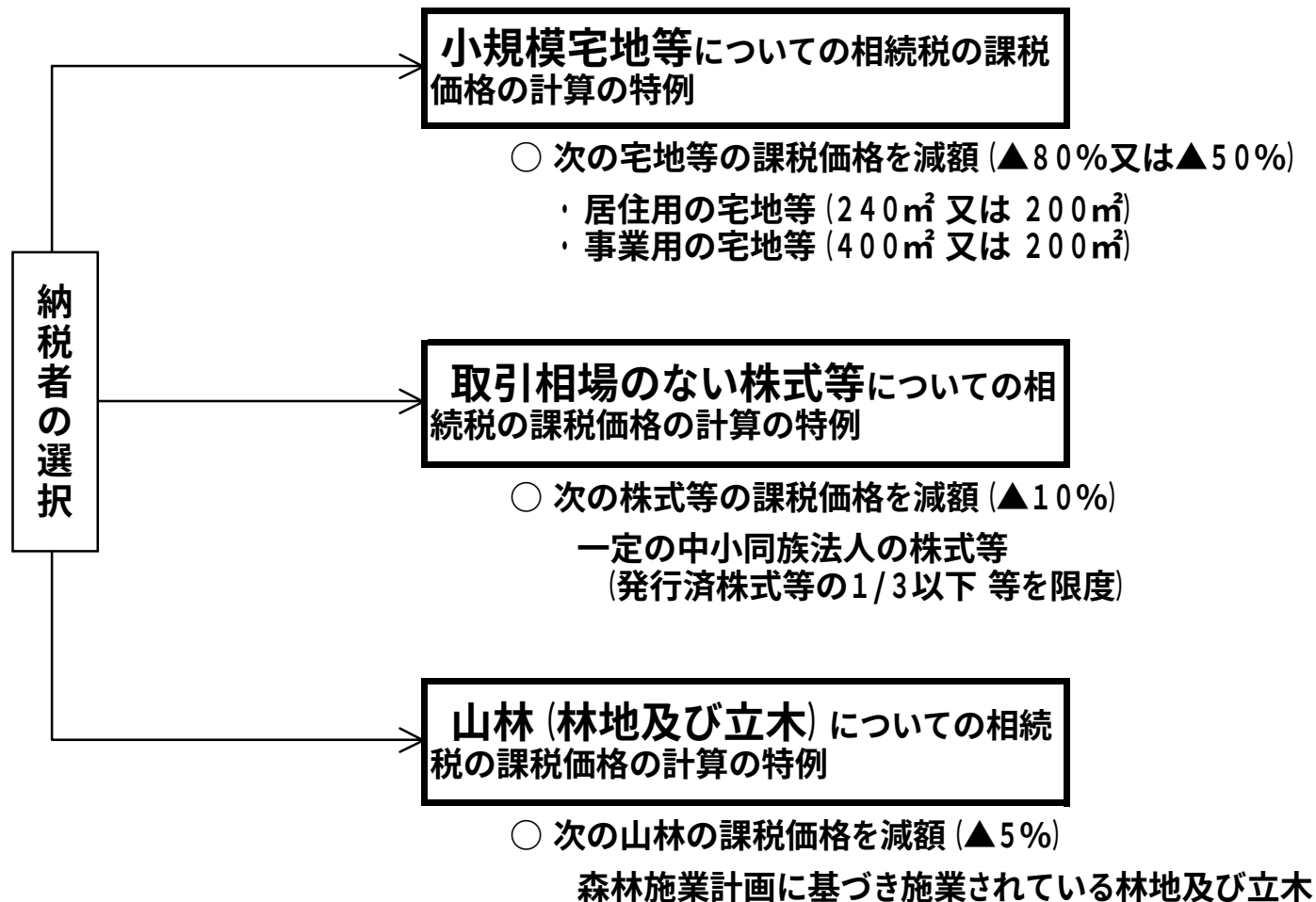
年次	課税件数 (A)	課税額 (B)	1件当たり (B)／(A)
平成 年	件	百万円	千円
7	4,391	203,964	46,450
8	4,366	188,037	43,068
9	4,482	198,261	44,235
10	4,384	186,965	42,647
11	4,405	193,938	44,027
12	4,326	178,618	41,289

(注) この表の計数は、「国税庁統計年報書」(申告書(修正申告書を除く。))に基づき作成された相続財産種類別表)による。

死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移

改正年	死亡保険金	死亡退職金
昭和13年	相続人全員で 5,000円	相続人全員で 5,000円
22	保険金、退職金合わせて 3万円	
23	〃	5万円
25	廃	止
26	相続人1人毎に 10万円	—
27	〃 20万円	相続人全員で 20万円
28	〃 30万円	〃 30万円
29	〃 50万円	〃 50万円
33	〃 〃	50万円×法定相続人の数
40	〃 100万円	〃 〃
42	100万円×法定相続人の数	〃 〃
46	150万円 〃	80万円 〃
50	250万円 〃	200万円 〃
63 (現 行)	500万円 〃	500万円 〃

事業承継に関連する相続税の課税価格の計算の特例



小規模宅地等の課税の特例 の改正の推移

区 分			昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～ (抜本改正)	平成 4 年～	平成 6 年～	平成11年～	平成13年～
(1) 特定事業用等宅地等	減 額 割 合		4 0 %	6 0 %	7 0 %	8 0 %		
	適用対象面積		2 0 0㎡				3 3 0㎡	4 0 0㎡
(2) 特定居住用宅地等	減 額 割 合		3 0 %	5 0 %	6 0 %	8 0 %		
	適用対象面積		2 0 0㎡					2 4 0㎡
(3) 上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	減 額 割 合	事 業 用	4 0 %	6 0 %	7 0 %	5 0 %		
		居 住 用	3 0 %	5 0 %	6 0 %			
	適用対象面積		2 0 0㎡					
(4) 不動産貸付、駐車場用、 宅地等	減 額 割 合	事業規模	4 0 %	6 0 %	7 0 %	5 0 %		
		それ以外	4 0 %	0 %	0 %			
	適用対象面積		2 0 0㎡					
地 価 公 示 価 格 の 動 向 (全国・全用途)			100 (昭和58年)	141.8 (昭和63年)	190.2 (平成4年)	164.4 (平成6年)	138.4 (平成11年)	125.2 (平成13年)

(注) 「特定事業用等宅地等」とは、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等をいいます。

わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―(抄)

平成 12 年 7 月 14 日

税 制 調 査 会

四 資産課税等

2. 相続税

(5) 税率構造

当調査会は、「平成 12 年度の税制改正に関する答申」において、現行の最高税率は、個人所得課税の最高税率(50%)との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることに鑑みれば、これを引き下げる方向で考えていくことが適当であるとの考え方を示したところです。ただ、その場合、相続を原因とする無償の財産取得に対して課税するという相続税の性格を踏まえると、相続税の最高税率を個人所得課税の最高税率と同じ水準にまで引き下げるのが適当かどうかについては、慎重に検討する必要があります。

なお、税率構造については、近年、税制簡素化の観点から税率の適用区分を拡大し刻み数を縮減する方向にあります。しかし、相続税は臨時・偶発的に発生するものであり、個人所得課税におけるような各年ごとの負担累増感の問題はなく、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でないので、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましいと考えます。

いずれにしても、最高税率を含む税率構造を見直す場合には、相続課税の今後のあり方に関する方向性を踏まえ、課税ベースなどの見直しを併せて検討することが適当です。

我が国の相続税と贈与税の税率表

相 続 税

(平成6年1月1日～)

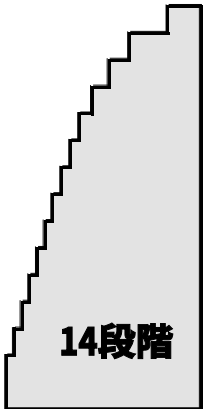
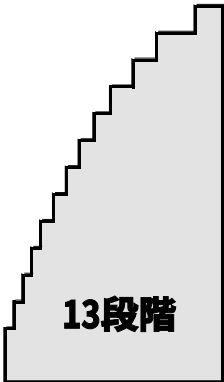
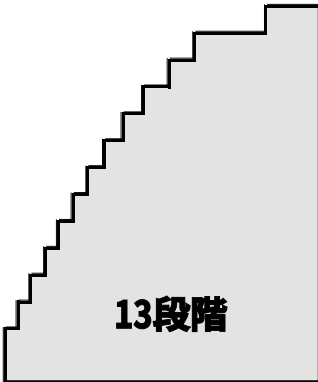
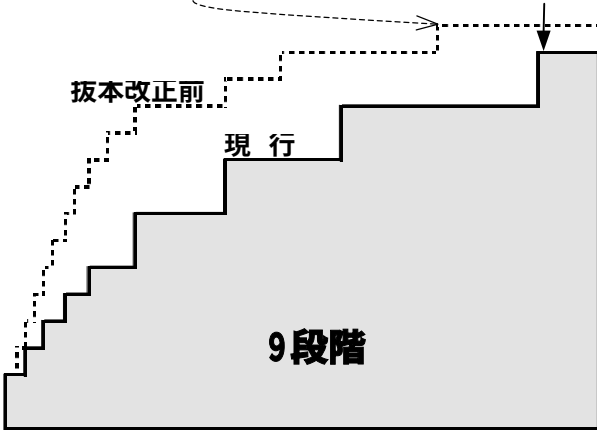
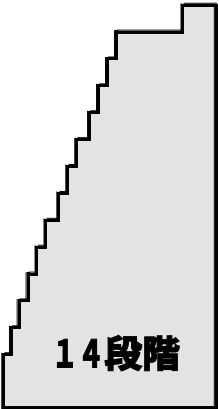
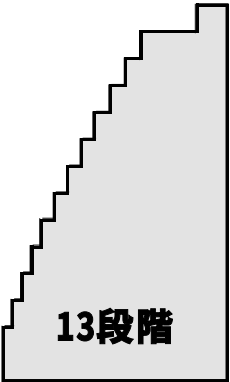
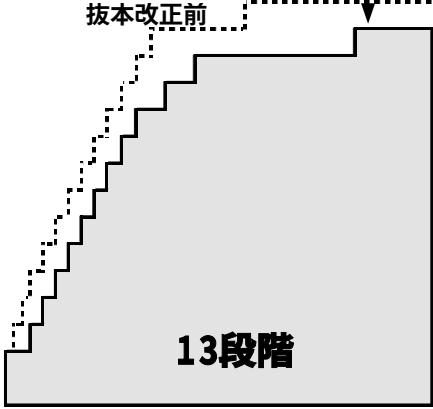
各 法 定 相 続 人 の 取 得 金 額	税 率
～ 800 万円	10 %
～ 1,600 万円	15 %
～ 3,000 万円	20 %
～ 5,000 万円	25 %
～ 10,000 万円	30 %
～ 20,000 万円	40 %
～ 40,000 万円	50 %
～ 200,000 万円	60 %
200,000 万円 ～	70 %

贈 与 税

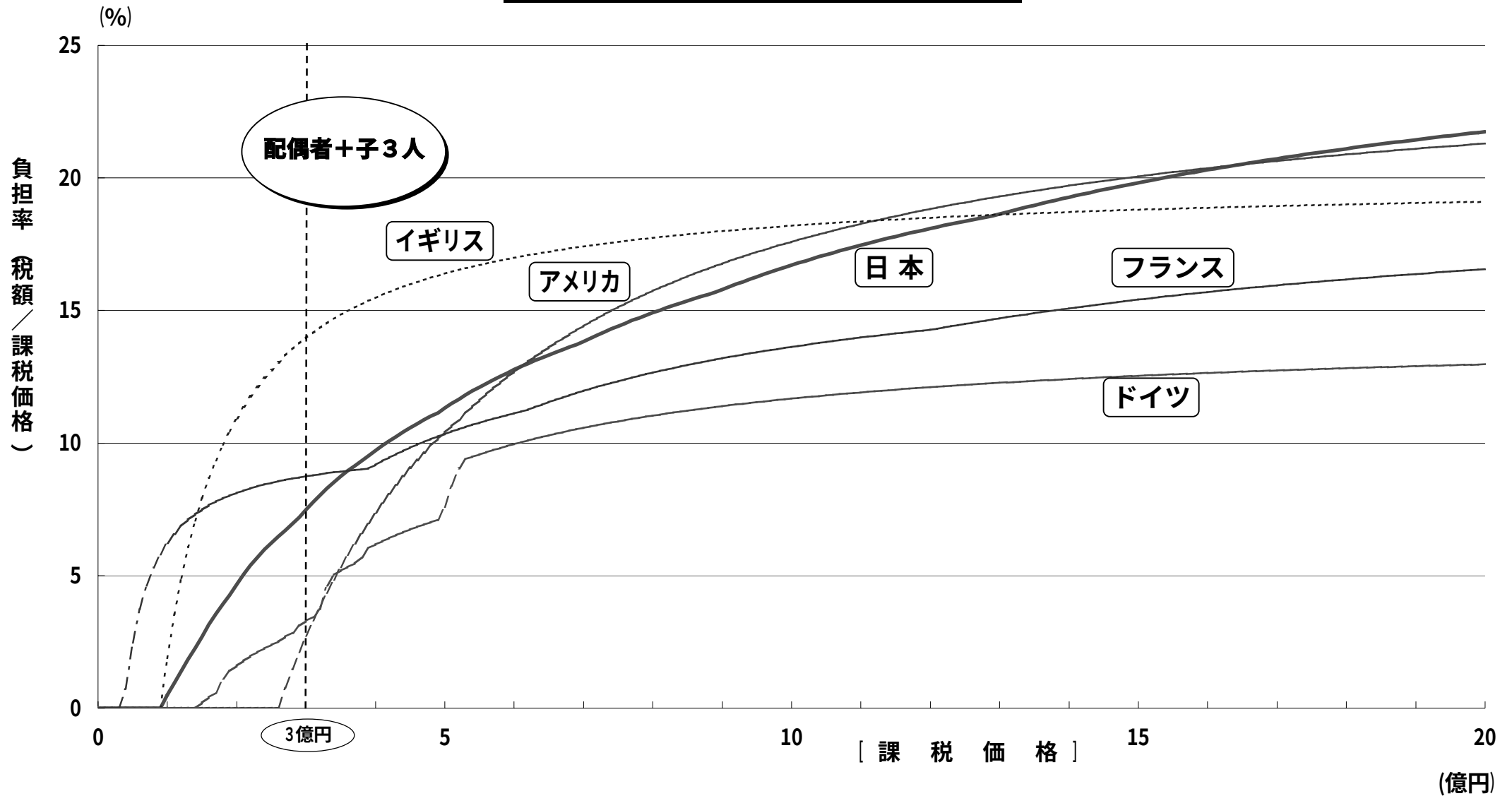
(平成4年1月1日～)

課 税 価 格	税 率
～ 150 万円	10 %
～ 200 万円	15 %
～ 250 万円	20 %
～ 350 万円	25 %
～ 450 万円	30 %
～ 600 万円	35 %
～ 800 万円	40 %
～ 1,000 万円	45 %
～ 1,500 万円	50 %
～ 2,500 万円	55 %
～ 4,000 万円	60 %
～ 10,000 万円	65 %
10,000 万円 ～	70 %

○ 最近における相続税・贈与税の税率構造の推移

	抜本改正前	抜本改正 (昭和 63 年 12 月) (昭和 63 年 1 月 1 日以降適用)	平成 4 年度改正 (平成 4 年 1 月 1 日以降適用)	平成 6 年度改正 (現行) (平成 6 年 1 月 1 日以降適用)
相続税	<u>5 億円超</u> (最高税率 75%)  14段階	<u>5 億円超</u> (最高税率 70%)  13段階	<u>10 億円超</u> (最高税率 70%)  13段階	<u>5 億円超</u> (最高税率 75%) → <u>20 億円超</u> (最高税率 70%)  9段階
贈与税	<u>7,000 万円超</u> (最高税率 75%)  14段階	<u>7,000 万円超</u> (最高税率 70%)  13段階	<u>7,000 万円超</u> (最高税率 75%) → <u>1 億円超</u> (最高税率 70%)  13段階	

主要諸外国の相続税の負担率



(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による (平成14年下半期レート 1ドル=130円、1ポンド=187円、11-円=115円)

(注) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

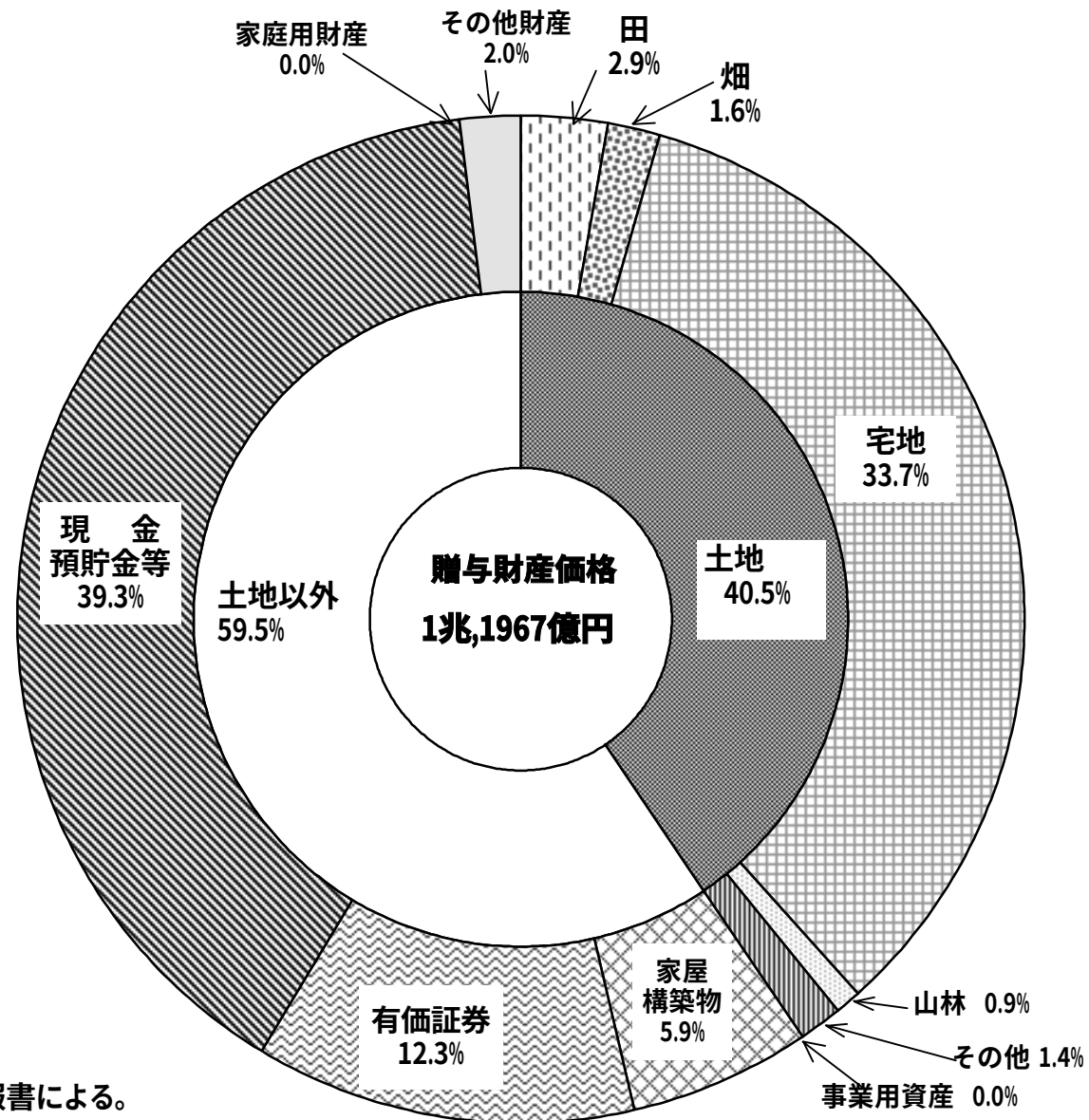
主要諸外国における相続税の概要

(未定稿)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 方 式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺 産 課 税 方 式	遺 産 課 税 方 式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
課 税 客 体	相続又は遺贈により 取得した財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	相続又は遺贈により 取得した財産	相続又は遺贈により 取得した財産
納 税 義 務 者	相続人又は受遺者	遺言執行者又は遺産管理人	遺言執行者又は遺産管理人	相続人又は受遺者	相続人又は受遺者
課 税 最 低 限 (配偶者と子3人) (子3人)	9,000万円 8,000万円	2億 6,000万円 1億 3,000万円	9,050万円 4,525万円	1億 4,145万円 7,072万円	3,174万円 1,587万円
最 低 税 率	10 %	(41%) 18 %	40 %	① 7 % ② 12 % ③ 17 %	5 % (注) 続柄の親疎により6種 類の税率表がある。 (最高税率 60%)
最 高 税 率	70 %	50 %		30 % 40 % 50 %	40 %
税 率 の 刻 み 数	9	(5) 16	1	7	7

- (備 考) 1. 課税最低限は、相続人が配偶者と子3人の場合は、配偶者が遺産の1／2、子が残りの資産を均等に取得した場合の額で、相続人が子3人の場合は、子が遺産を均等に取得した場合の額である。
2. アメリカの遺産税額は、基礎控除後に税率を乗じるのではなく、遺産総額に税率を乗じた後に税額控除を行って算出する。このため、この税額控除と一致する課税遺産額(100万\$)以下に適用される税率(～39%：11段階)は、最終的な税額計算に反映されない。
3. ドイツの税率は、それぞれ①は配偶者及び子女等②は兄弟姉妹等③はその他の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。なお、ドイツは、単純累進税率である。
4. 邦貨換算は、次の率による。
1ドル＝130円、1ポンド＝187円、1ユーロ＝115円

贈与財産種類別内訳（平成12年分）



(注) 国税庁統計年報書による。

諸外国の相続税算出時における贈与財産の再評価 (未定稿)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
相続税と贈与税の調整	生涯にわたる贈与を累積し、遺産と合わせて課税(過去の贈与税額は控除)	相続前 7 年以内の贈与を累積し、遺産と合わせて課税(過去の贈与税額は控除)	相続前 10 年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(過去の贈与税額は控除)	相続前 10 年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(過去の贈与税額は控除)
相続時における贈与財産の再評価	なし	あり (贈与財産の価値が下落した場合のみ)	なし	なし